

第 41 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和3(2021)年1月8日(金) 16:00～

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

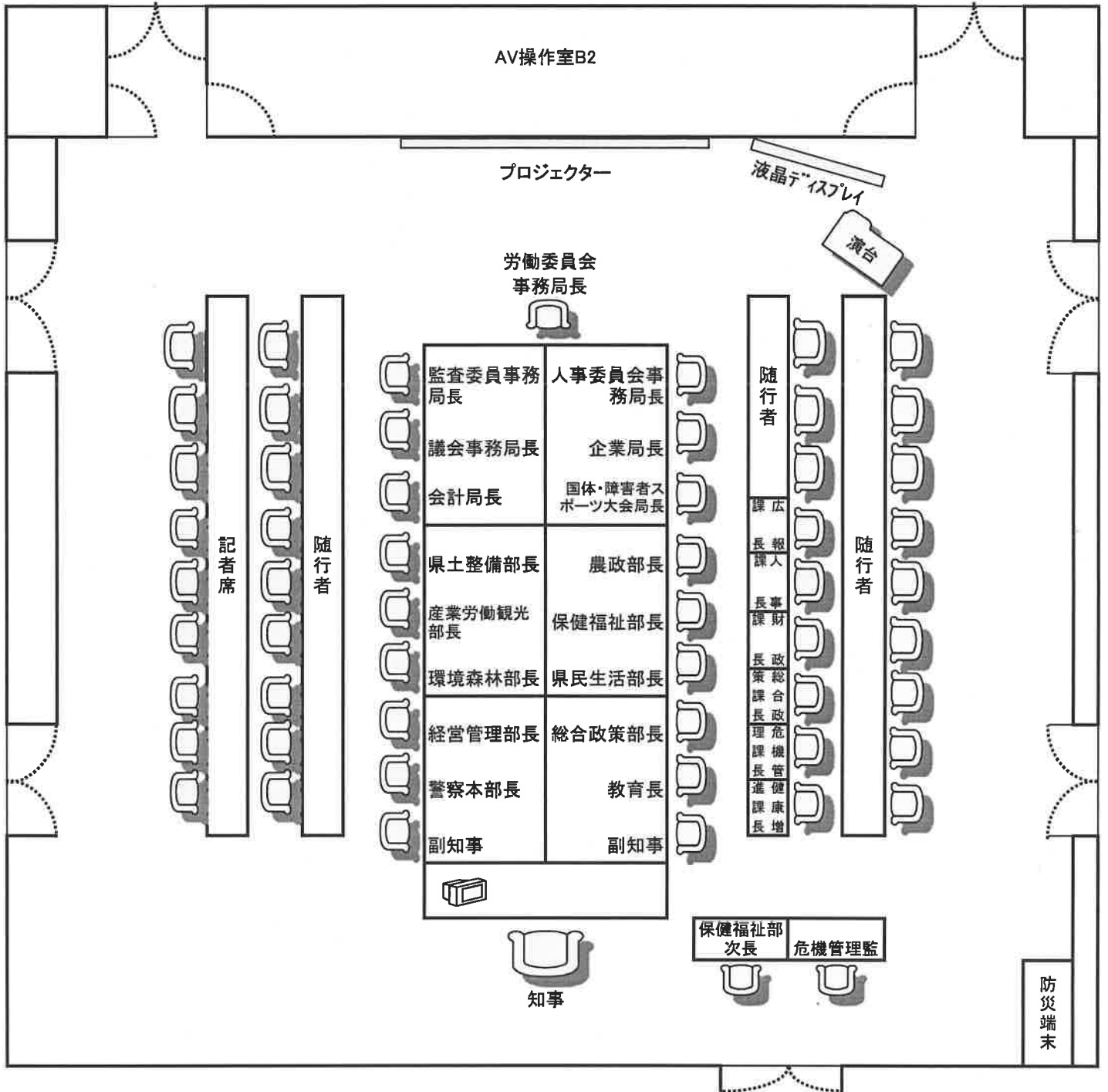
- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

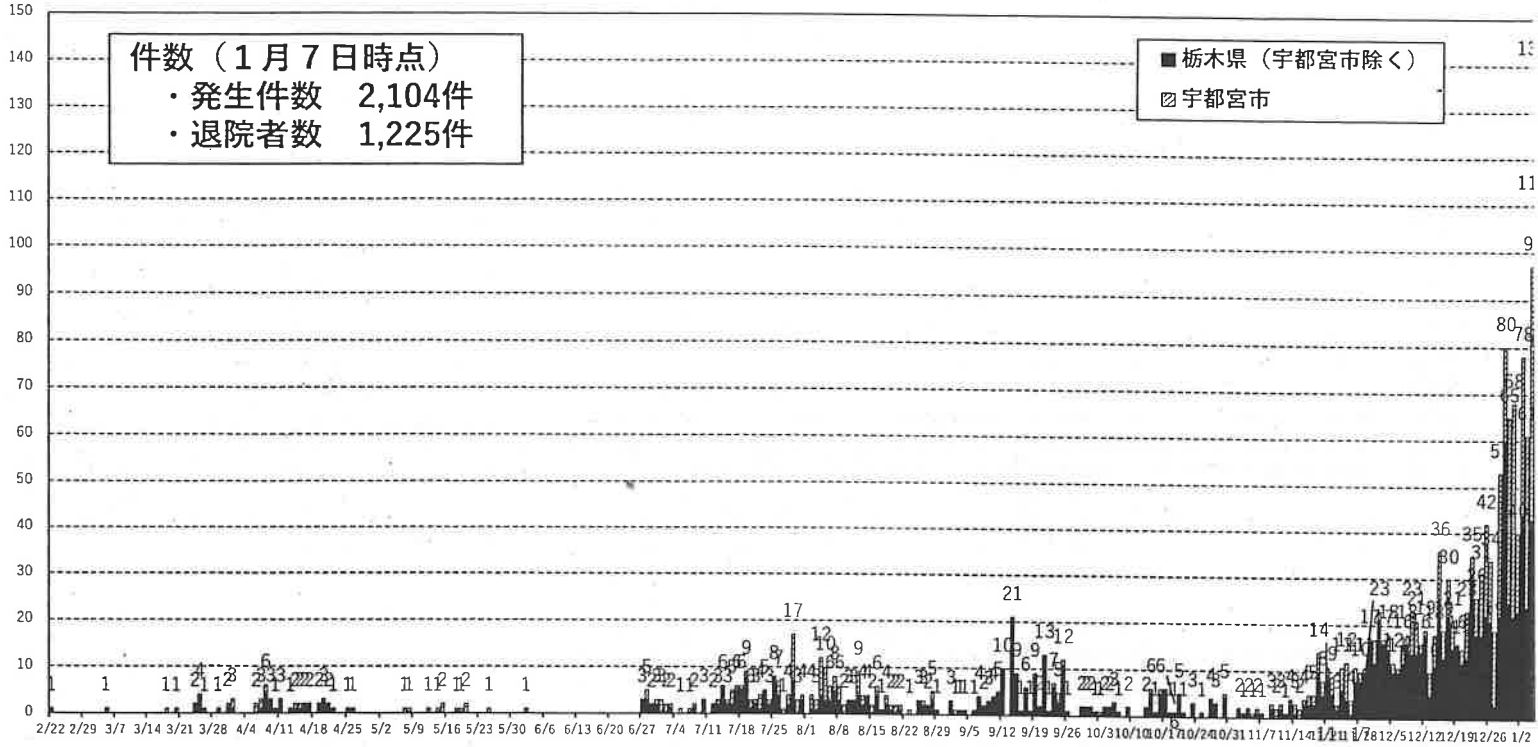
本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健福祉部次長	関本 充博	

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



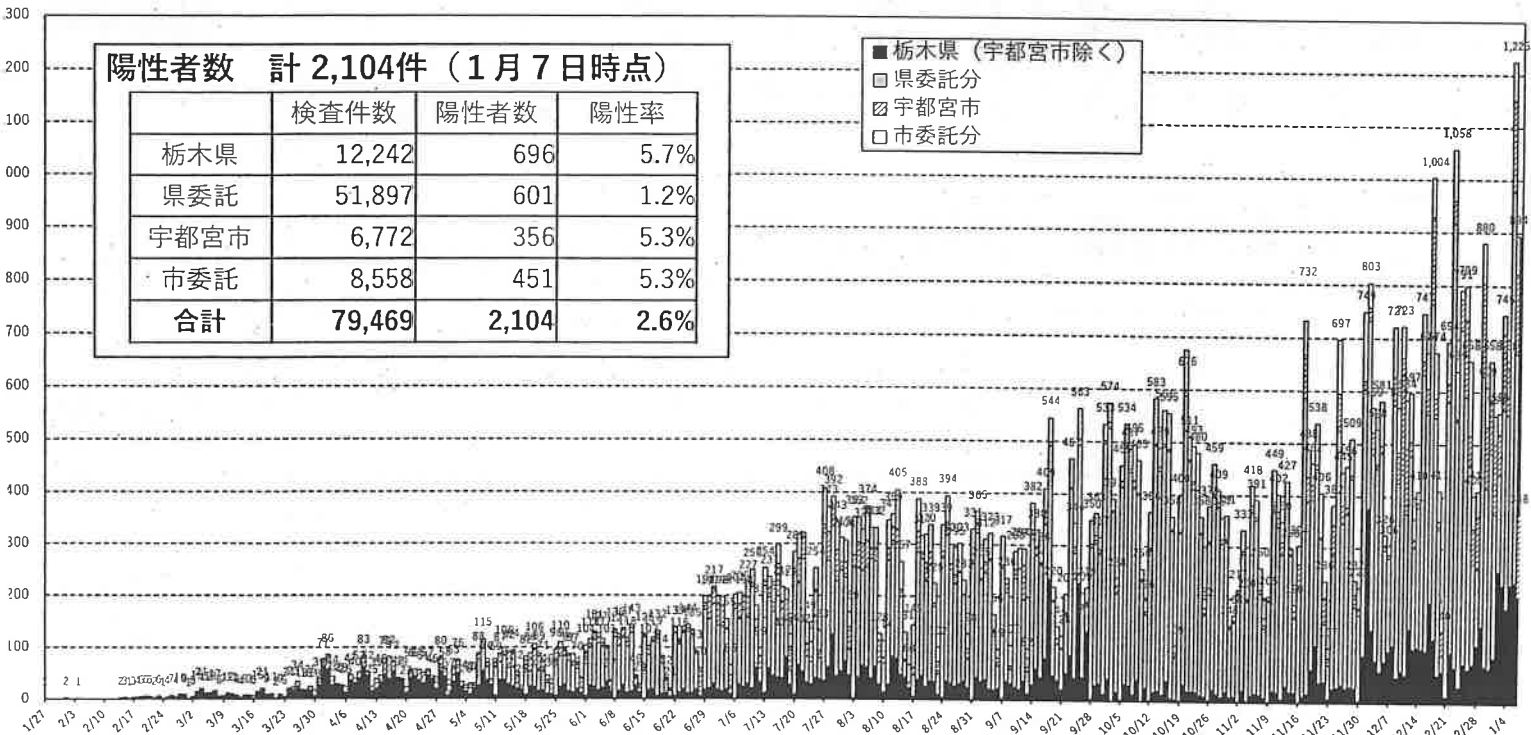
栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況

(件数)



栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数

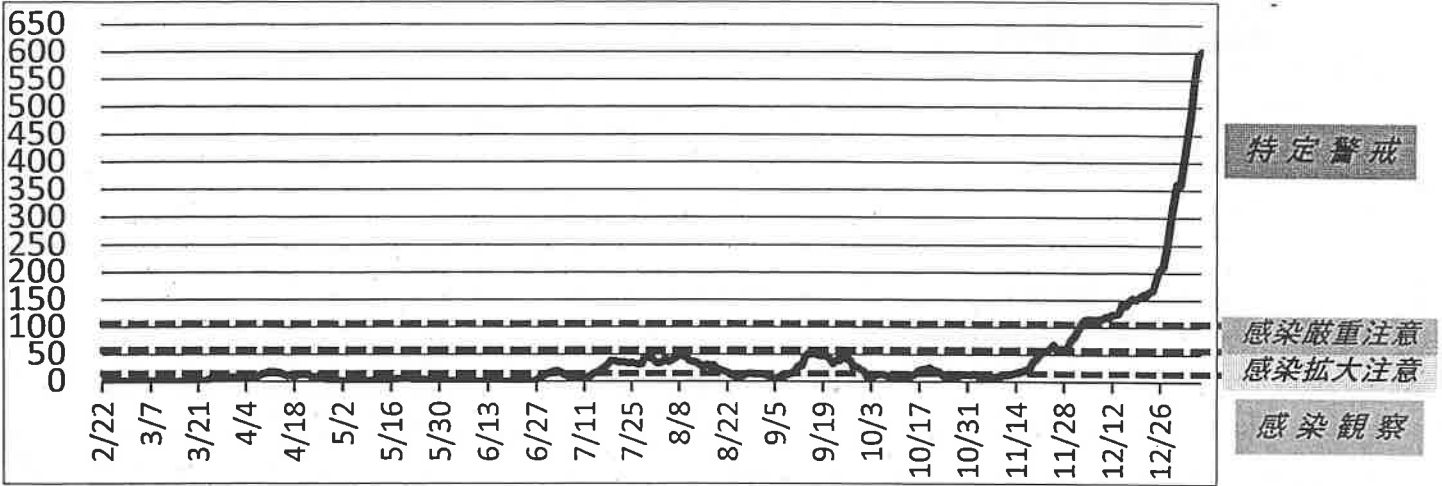
(件数)



感 染 状 況

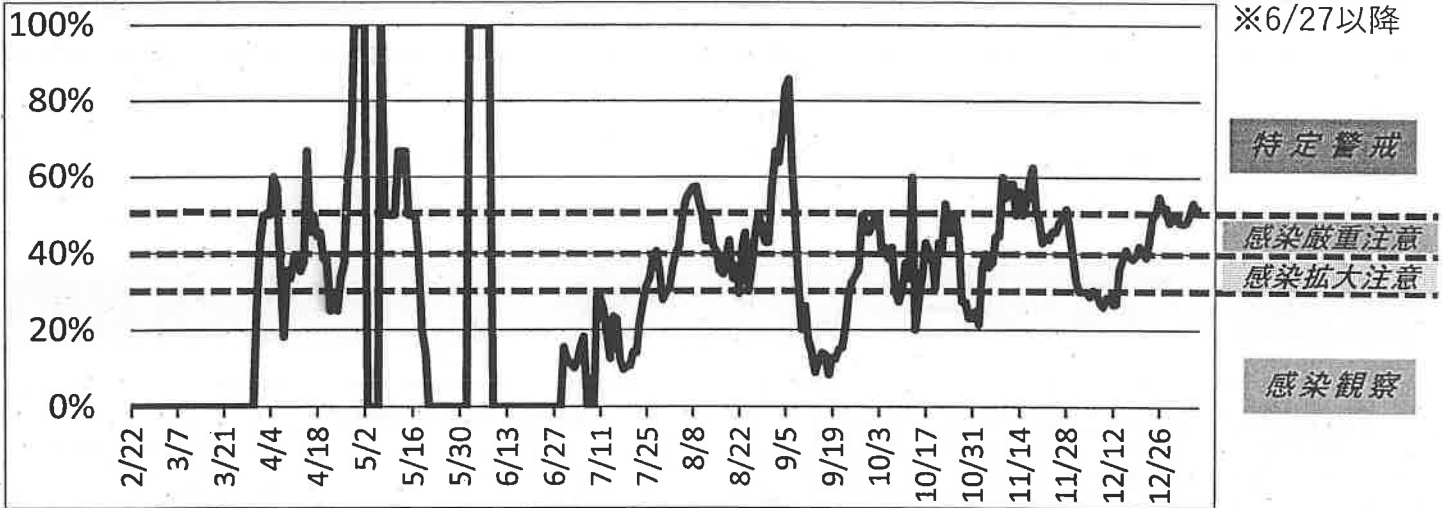
新規感染者数 (直近 1 週間)

現在値 601人(1/1~1/7)
過去最大値 593人(12/31~1/6)



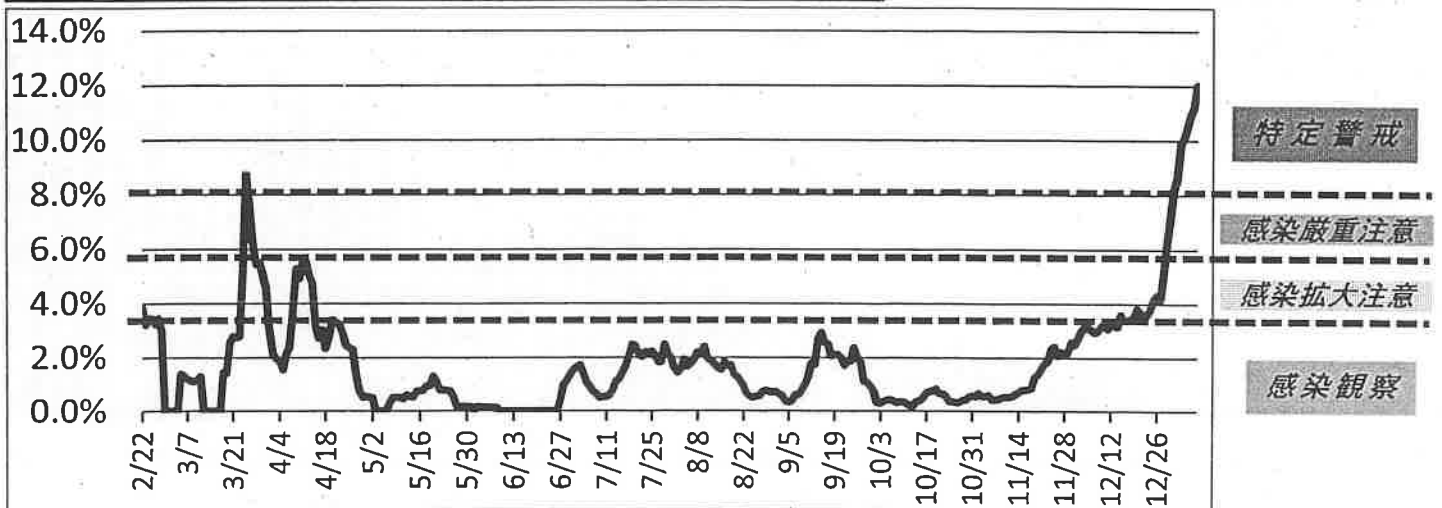
感染経路不明割合 (直近 1 週間)

現在値 51.6% (1/1~1/7)
過去最大値 85.7% (8/31~9/6)
※6/27以降



検査陽性率 (直近 1 週間)

現在値 12.0% (1/1~1/7)
過去最大値 11.2% (12/31~1/6)

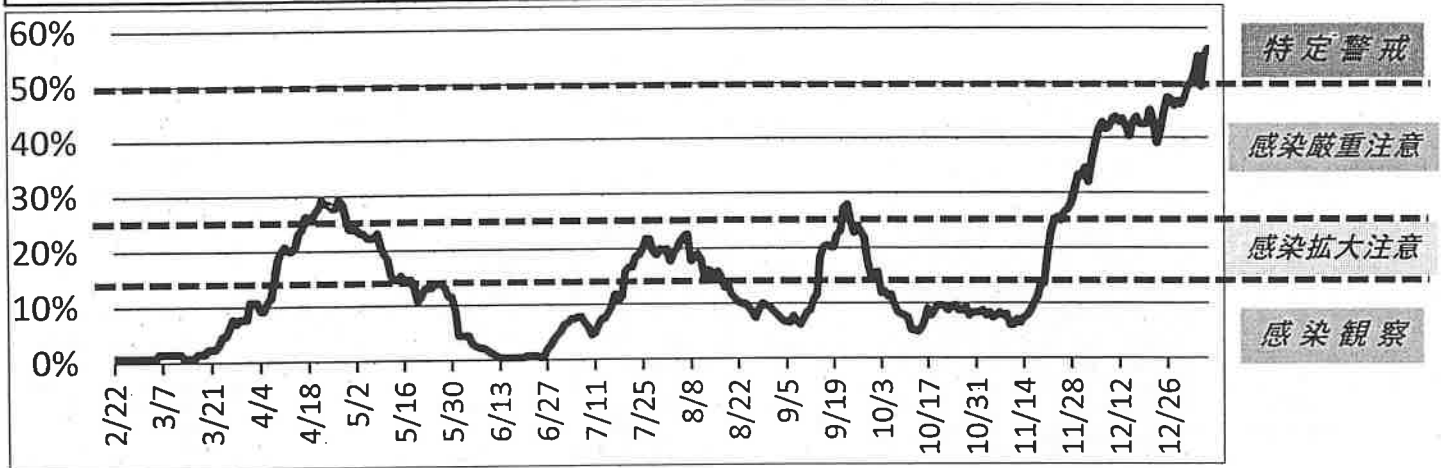


※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

医療提供体制

病床の稼働率

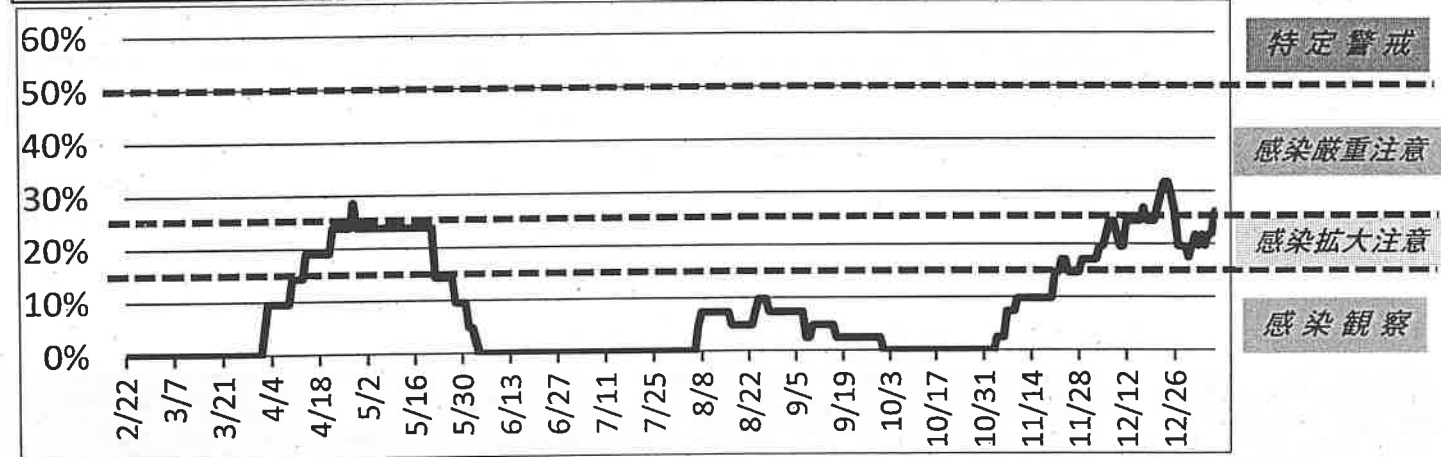
現在値(178床) 56.2% (1/7)
過去最大値 54.9% (1/4,6)



※受入病床数：5/31までは130床、6/1から271床、8/8から311床、9/16から313床、12/26から317床
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

重症病床の稼働率

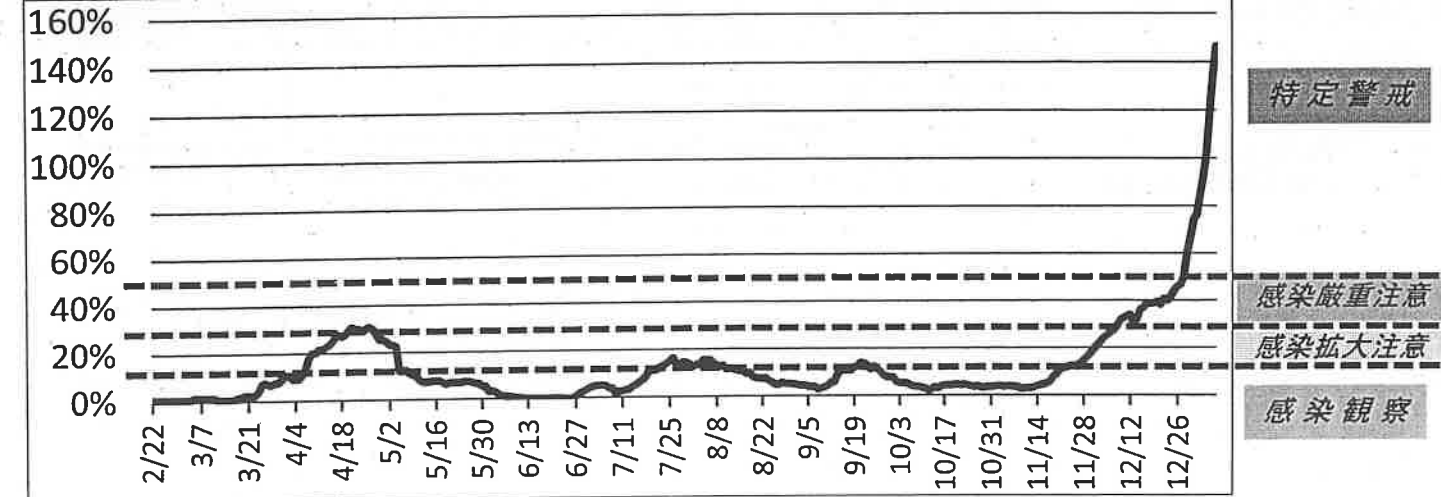
現在値(12床) 26.1% (1/7)
過去最大値 31.7% (12/23,24)



※重症病床数：5/31までは受入病床130床のうち21床、6/1から受入病床271床のうち41床、8/8から受入病床311床のうち41床、9/16から受入病床313床のうち41床、12/26から受入病床317床のうち46床
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合

現在値(879人) 146.3% (1/7)
過去最大値 134.3% (1/6)



※確保病床数・宿泊療養室数：5/4までは130床・室、5/5から241床・室、6/1から381床・室、8/8から422床・室、9/8から595床・室、9/16から597床・室、12/26から601床・室

新型コロナ警戒度基準

- 県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
- 感染拡大状況を判断するための警戒度に関する各指標の判断基準及び警戒度に応じた行動基準を設定
- ⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断
- ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

警戒度に関する判断基準

指標		特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察	現在値	過去最大値	備考
感染状況	新規感染者数 (直近1週間)	100人以上	50人以上	10人以上	10人未満	601人 (1.1-1.7)	593人 (12.31-1.6)	感染嚴重注意のレベルを、人口10万人あたり2.5人(新たな流行シナリオにおける社会への要請を開始するタイミング)とした
	新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比率	2.0以上	1.5以上	1.0超	1.0以下	直近 601人 先週 361人 比率 1.7	-	
	感染経路不明割合 (直近1週間)	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	51.6% (1.1-1.7)	85.7% (8.31-9.6)	過去最大値は6/27以降の数値を使用
	検査陽性率 (直近1週間)	7%以上	5%以上	3%以上	3%未満	12.0% (1.1-1.7)	11.2% (12.31-1.6)	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保持することが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療提供体制	病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	56.2% (1.7)	54.9% (1.4.6)	受入病床数：317床(12/26現在)
	重症病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	26.1% (1.7)	31.7% (12.23, 12.24)	受入病床317床のうち 重症病床数：46床(12/26現在)
	確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	146.3% (1.7)	134.3% (1.6)	確保病床数・宿泊療養室数：601床・室(12/26現在)

各警戒度の状況(イメージ)

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
状況	感染者数がさらに拡大しており、深刻な医療提供体制の機能不全を招くリスクが高いため、警戒が必要な状態。	感染者数が急増しており、病床ひっ迫のリスクが高いため、より強い注意が必要な状態。	感染者数が拡大傾向にあり、感染経路を特定(推定)できない者の増加や複数のクラスター発生、病床ひっ迫のリスクが高まっているため注意が必要な状態。	感染者の発生は散発的であり、クラスターが発生した場合でも感染経路を特定(推定)できており、病床にも余裕があるため、引き続き観察を行う状態。

警戒度に応じた行動基準

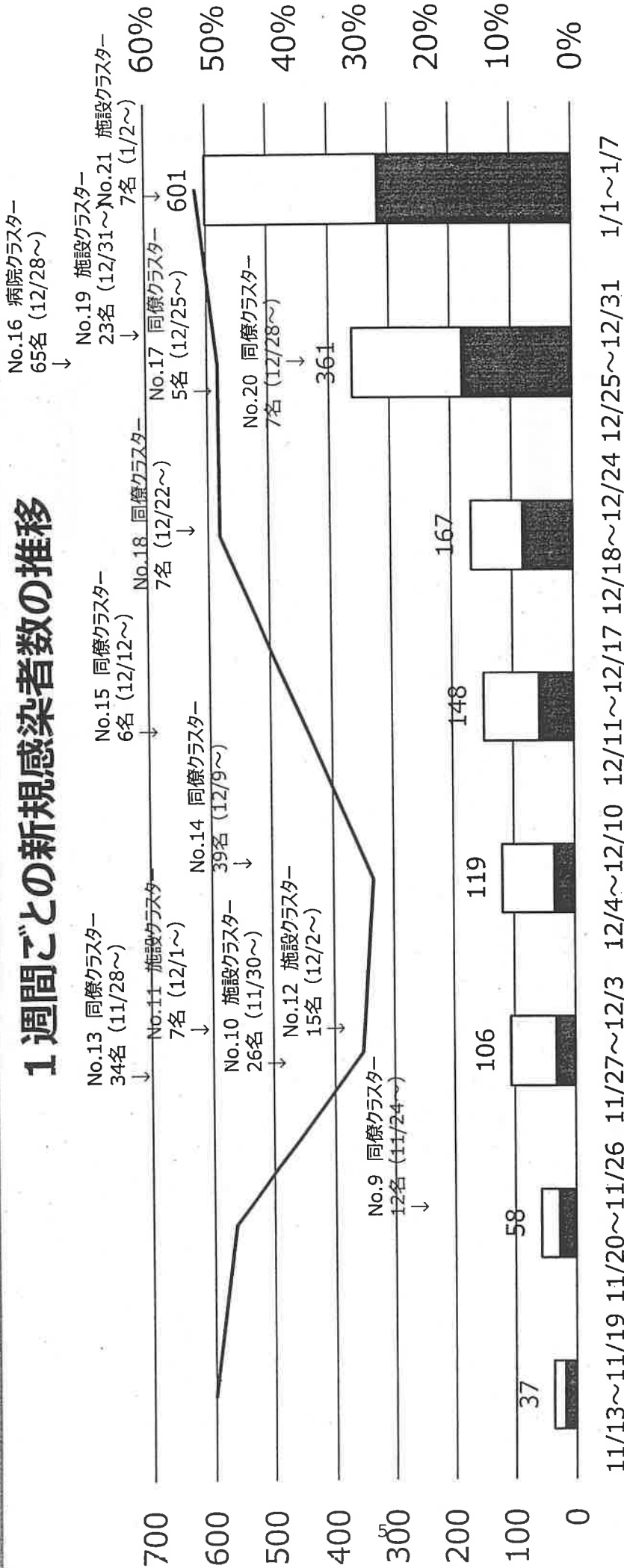
■県民・事業者等に対し、行動基準を踏まえ、感染拡大の特徴に応じた必要な要請を行う。

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
共通事項	「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請			
県民への要請	【法24⑨、45①による要請】 ・不要不急の外出自粛 ・都道府県をまたぐ移動の自粛	【法24⑨による要請】 ・夜間・酒類を提供する飲食店への外出自粛(時間帯や飲食店の特徴を考慮) ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ※ハイリスクの方には3密の徹底的な回避を要請	【法24⑨による要請】 ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控える ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける	【法によらない協力依頼】 ・基本的な感染防止対策の徹底
事業者等への要請	【法24⑨、45②による要請】 ・遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等の休業要請(※条件付での除外もあり得る) ・イベントは、原則開催自粛 ・集会における人数制限	【法24⑨による要請】 ・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等 ・イベント開催の見直し ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等 ・飲食店における人数制限	【法24⑨による要請】 感染拡大防止のための適切な取組を要請 【法によらない協力依頼】 全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼	【法によらない協力依頼】 ・感染拡大防止のための適切な取組を要請 ・全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼
学校生活	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校	通常登校

※ ハイリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方等

最近の感染の状況

1週間ごとの新規感染者数の推移



□ 新規感染者数 ■ 経路不明者数 — 経路不明割合



感染嚴重注意レベルへ
 引き上げ(11/25~)



特定警戒レベルへの移行を防ぐ
 ための要請(12/10~)



栃木県医療危機警報
 (12/23)



特定警戒レベルへ
 引き上げ(12/30~)



特定警戒行動の
 要請(1/5~)

市町別人口10万人あたり1週間新規感染者数

	12/11~12/17		12/18~12/24		12/25~12/31		1/1~1/7	
	実数	人口10万人あたり	実数	人口10万人あたり	実数	人口10万人あたり	実数	人口10万人あたり
宇都宮市	42	8.1	43	8.3	177	34.1	299	57.6
足利市	36	25.1	18	12.6	19	13.2	35	24.4
栃木市	5	3.2	7	4.5	13	8.4	12	7.8
佐野市	16	13.9	15	13.0	2	1.7	7	6.1
鹿沼市	0	0.0	2	2.1	43	45.3	31	32.7
日光市	0	0.0	1	1.3	5	6.5	29	37.4
小山市	19	11.3	38	22.7	24	14.3	32	19.1
真岡市	7	8.9	12	15.3	13	16.5	27	34.3
大田原市	2	2.7	3	4.1	0	0.0	10	13.7
矢板市	0	0.0	0	0.0	1	3.2	0	0.0
那須塩原市	3	2.6	2	1.7	6	5.2	11	9.5
さくら市	1	2.2	4	8.9	3	6.7	10	22.3
那須烏山市	0	0.0	1	4.1	4	16.2	2	8.1
下野市	2	3.4	0	0.0	4	6.7	16	26.9
上三川町	3	9.7	3	9.7	10	32.3	7	22.6
益子町	0	0.0	0	0.0	1	4.6	11	50.4
茂木町	1	8.5	0	0.0	0	0.0	2	17.1
市貝町	0	0.0	1	8.9	0	0.0	5	44.3
芳賀町	3	20.2	0	0.0	2	13.4	13	87.3
壬生町	3	7.6	4	10.2	2	5.1	4	10.2
野木町	0	0.0	0	0.0	4	16.0	1	4.0
塩谷町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	19.5
高根沢町	0	0.0	5	17.1	13	44.5	8	27.4
那須町	0	0.0	0	0.0	2	8.5	2	8.5
那珂川町	0	0.0	0	0.0	3	20.0	1	6.7
合計※	143	7.4	159	8.2	351	18.2	577	29.9

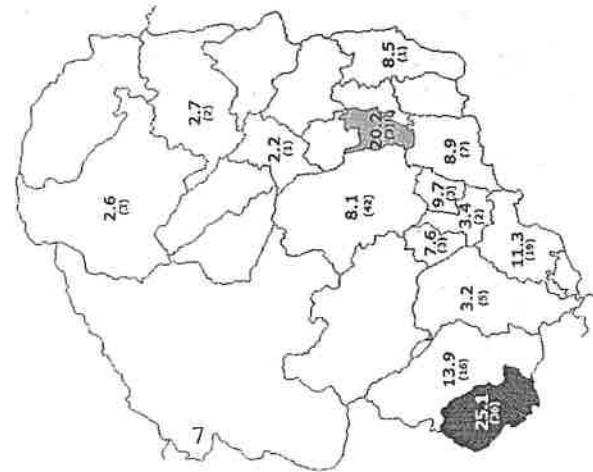
※合計には県外居住者を含みません。

国・ステージ3 : 人口10万人あたり15人以上、国・ステージ4 : 人口10万人あたり25人以上

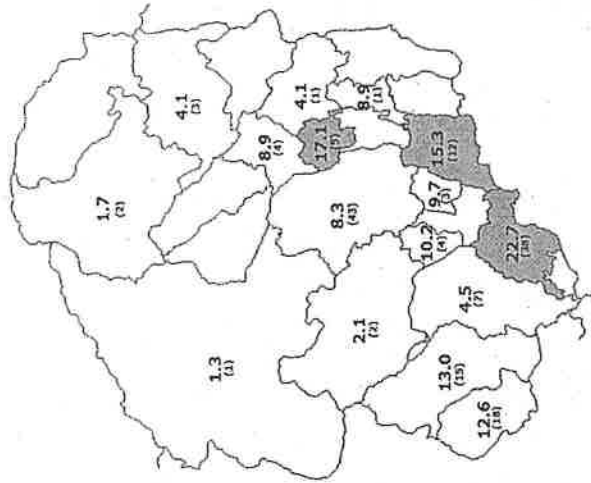
市町別人口10万人あたり1週間新規感染者数

※空白は感染者ゼロ
 ※ () 内の数字は実数

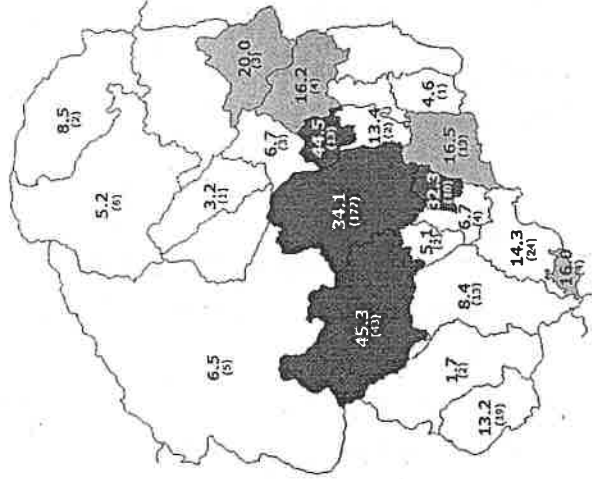
12/11~12/17



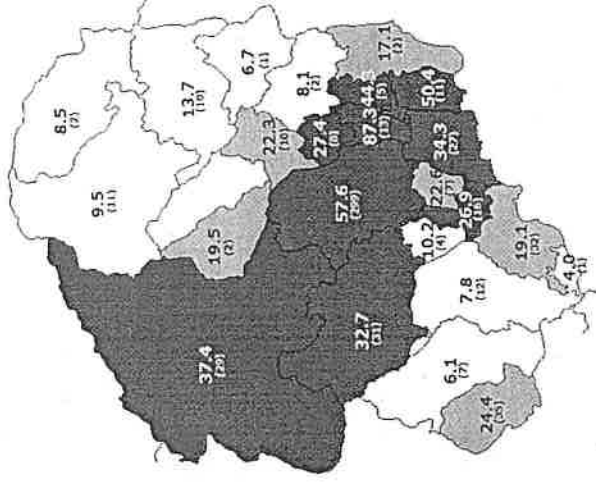
12/18~12/24



12/25~12/31



1/1~1/7



国・ステージ3 : 人口10万人あたり15人以上、国・ステージ4 : 人口10万人あたり25人以上

新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針

令和2(2020)年4月2日

(令和3(2021)年1月8日改正)

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

国が令和2(2020)年3月28日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正及び同年同月11・16日、5月4日・14・21・25日、令和3年1月8日変更)に基づき、本県における新型コロナウイルス感染症対策を更に推進するため、今後の基本的な対応方針を定める。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年11月策定)等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要がある。

1 基本的な方針

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防やまん延防止をはじめ、県民等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、国、市町、関係機関等と連携し、全県を挙げて取り組む。
- ・緊急事態措置となった場合には、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。また、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する。
- ・感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」を回避すること等を促すとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を継続的に監視するとともに、県民等に対し情報提供・共有を行う。
また、医療提供体制がひっ迫することのないよう万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、健康福祉センターの体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ・的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会・経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ・感染の拡大が認められる場合には、営業時間短縮要請等を含め、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

2 実施体制

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部は、市町と連携し、指定地方公共機関、

関係機関・団体及び県民の協力を得ながら、新型コロナウイルス感染症に対する各種対策を推進する。

3 対策の重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 県民等に対し、正確で分かりやすく、かつ、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

<情報提供や呼びかけの例>

- ・感染者の発生状況等の正確な情報提供。
- ・医療提供体制や検査体制の情報提供。
- ・「三つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避や、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染予防策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
- ・室内で「三つの密」を避けることの呼びかけ。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」（飲酒を伴う懇親会やマスクなしでの会話など）や、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（なるべく普段一緒にいる人と少人数、席の配置は斜め向かい、会話の時はマスク着用等）の周知。
- ・業種別ガイドライン等の実践。特に飲食店等について、業種別ガイドラインを遵守している飲食店等を利用するよう促す。
- ・各種業界団体と連携した感染防止対策を徹底する取組と、各事業者の参加による感染防止対策の「見える化」の取組となる県民運動「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を推進する。
- ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・国が作成した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」の周知。
- ・感染者・濃厚接触者や感染者の診療に携わった医療機関・医療関係者、その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・県民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

また、国、市町等との緊密な連携により、様々な手段により県民等に対して感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。

- ・とちまる安心通知の利用の呼びかけ。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触があった旨の通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合における登録の必要性についての周知。

- ② 情報発信に当たっては、国のホームページ等を紹介するなどして有機的に連携させるとともに、県の各種広報媒体やSNS等も積極的に活用し、迅速かつ積極的に県民等（在留外国人、外国人旅行者を含む。）への情報発信を行う。

また、企業や各種団体等とも連携して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くように、丁寧な情報発信を行う。

- ③ 市町と連携した感染拡大防止措置がより迅速かつ的確に講じられるよう、患者の発生地（市町名）等に関する情報を適切に提供する。

（2）相談

- ① 感染状況等を踏まえ、帰国者・接触者相談センター（広域健康福祉センター、宇都宮市保健所）やコールセンター、市町等の相談体制を継続する。
- ② 外国人や聴覚障害者等に対する相談体制を継続する。

（3）サーベイランス・情報収集

- ① 感染症の広がりを把握するために必要な検査を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出等によりその実態を把握する。
- ② また、保健環境センターや民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域外来・検査センターの整備を進める。また、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、必要に応じ、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対する幅広いPCR等検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。また、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。
- ③ PCR検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。また、感染状況について、リスク評価を行う。

（4）まん延防止

① 外出

- ・「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「国専門家会議」という）で示された「10のポイント」、同年5月4日の国専門家会議で

示された「新しい生活様式の実践例」、同年 10 月 23 日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等について県民に周知を行う。

- ・栃木県の「警戒度に関する判断基準」及び「警戒度に応じた行動基準」に基づき、不要不急の外出の自粛について協力の要請を行う。特に 20 時以降の不要不急の外出自粛について求める。
- ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に 1 都 3 県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）との往来について自粛を要請する。

② 催物（イベント等）の開催

- ・栃木県の「警戒度に関する判断基準」及び「警戒度に応じた行動基準」に基づき、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、規模要件（人数上限・収容率）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。具体的には、人数上限を 5 千人、かつ収容率 50% 以下とする要件を付す。
- ・催物等の開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう、主催者等に求めるものとする。また、スマートフォンを活用したとちまる安心通知や接触確認アプリ（COCOA）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て引き続き普及を促進する。
- ・催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

③ 職場への出勤等

- ・20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務を抑制することを事業者に働きかける。
- ・事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

④ 施設の使用等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く。）

- ・感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、感染が拡大している宇都宮市内の酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む。）に対する営業時間の短縮（20 時まで）の要請を行うものとする。要請にあたっては、関係機関とも連携し、営業時間短縮を徹底するための対策強化を行う。
- ・20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することや、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店以外の他の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 11 条第 1 項第 4 号から第 12 号までに掲げる施設についても同様の働きかけを行う。具体的には、飲食店（宇都宮市内の酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む。）を除く。）劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、

展示場、1000 平米を超える物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館、遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設、1000 平米を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く。）について、20 時までの営業時間の短縮を働きかける。

⑤ 感染状況の監視

- ・ 感染の状況等を継続的に監視し、県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかける。
- ・ 感染状況の変化等に応じて、別添の「警戒度に関する判断基準」及び「警戒度に応じた行動基準」に基づき、迅速かつ適切に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項等に基づく措置等を検討する。

⑥ 学校等の取扱い

- ・ 文部科学省が発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」等に示された、学校の行動基準や具体的な感染症予防対策を踏まえた対応を要請する。
- ・ 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

⑦ クラスタ対策の強化

ア 県及び市町は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察（必要に応じて検査）、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。その際、より効果的な感染拡大防止につなげるため、積極的疫学調査を実施する際に優先度も考慮する。

イ 関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

ウ クラスタ対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。また、機動調査チーム及び発生施設支援チームを編成・派遣し支援を行う。これに関連し、市町と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、クラスタの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努める。また、必要に応じて、国に対し、クラスタ対策にあたる専門家の派遣を要請する。

エ クラスタ対策を強化する観点から、以下の取組を行う。

- ・ 事業者に対し、職場でのクラスタ対策の徹底を呼びかける。

- ・ 言語の壁や生活習慣の違いがある在留外国人を支援する観点から、提供する情報の一層の多言語化、大使館のネットワーク等を活用したきめ細かな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機関の受診に早期につながる。
- ・ 大規模な歓楽街については、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組を踏まえ、通常時から相談・検査体制の構築に取り組むとともに、早期介入時には、重点的（地域集中的）なPCR検査等の実施や、必要に応じ、エリア・業種を絞った営業時間短縮要請等を機動的に行う。

⑧ その他共通的事項等

- ア 地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し丁寧に説明する。緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき国と密接に情報共有を行う。
- イ 緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、県民に冷静な対応を促す。
- ウ 緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- エ 公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(5) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・ 重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトする観点から、令和2年10月14日の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の改正（令和2年10月24日施行）に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、適切に入院勧告・措置を行う。
 - ・ 病床確保や県全体の入院調整に最大限努力した上で、なお病床がひっ迫する場合には、高齢者等も含め入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）は、宿泊施設（適切な場合は自宅）での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制を確保し、丁寧な健康観察を実施する。
 - ・ ホテル等の一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努め、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、軽症者等は宿泊療養を基本とする。
 - ・ 子育て等の家庭の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とし

た場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。

- ・患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。
 - ・関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保する。
 - ・また、医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努める。
 - ・さらに、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討する。
 - ・患者受入調整や移送調整を行う入院医療調整本部を運営するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を図る。
 - ・感染拡大に伴う患者の急増に備え、県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保する。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、診療・検査医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
 - ・関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置を行う。また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保する。併せて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受入れが適切に行われるようにする。
 - ・感染拡大の状況等を踏まえ、診療・検査医療機関の指定や地域外来・検査センターの設置を柔軟かつ積極的に行う。
 - ・重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関等について、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進する。
 - ・患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診

を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進する。

- ④ 医療従事者の確保のため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進する。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材等の活用を進める。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府や関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
 - ・特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
 - ・医療機関及び高齢者施設等の設置者において、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期す。
 - ・医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は、地域における発生状況等も踏まえ、患者、家族のQOLを考慮しつつ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討する。
 - ・医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、患者、家族のQOLを考慮しつつ、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討する。
 - ・医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施する。
- ⑦ 感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

高齢者施設等の発熱等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や陽性者が発生した場合の当該施設の入所者等への検査が速やかに行われるようにする。また、感染者が多数発生している医療機関、高齢者施設等への積極的な検

査が行われるようにする。

加えて、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR等検査が実施できる体制をとる。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施する。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進する。
- ・小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、体制整備を進める。
- ・関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化する。
- ・ワクチンについては、有効性・安全性が確認された後には、できるだけ速やかに接種を開始できるよう、接種体制の整備を進める。
- ・法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮する。

(6) 経済・雇用対策

① 令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）及び令和3年度当初予算の各施策を、迅速かつ着実に実行することにより、医療提供体制の確保やワクチンの接種体制等の整備をはじめとする新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に全力を挙げるとともに、感染症の厳しい影響に対し、雇用調整助成金や官民の金融機関による実質無利子・無担保融資等により、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。引き続き、感染状況や県民生活、県内経済への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応する。

② 事業者の対応等

事業者に対し、産業医や地域産業保健センターの協力を得て、従業員の健康管理、職場における感染予防策の徹底や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を要請する。

③ 県民、事業者への呼びかけ

ア 県民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な対応を呼びかける。

イ 食料品、生活関連物資等の価格を高騰させないために、事業者に対して、買占めや売惜しみが生じないように調査・監視するとともに、必要に応じて

関係団体等への指導及び相談窓口の設置等の要請を行う。

(7) その他重要な留意事項

① 人権への配慮、社会課題への対応等

ア 新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、以下のような取組を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ (corona.go.jp) 等を活用し、市町や関係団体等の取組の横展開や偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化する。
- ・偏見・差別等への相談体制を、研修の充実、NPOを含めた関係機関の連携、政府による支援、SNSの活用等により強化する。

イ 各種対策を実施する場合において、県民の自由と権利の制限を必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮する。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、県民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

エ マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。

オ 対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

- ・長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待等
- ・営業自粛等による倒産、失業、自殺等
- ・社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活
- ・外出自粛等の下での高齢者等のコミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービス確保

カ 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

② 物資・資材等の供給

感染防止や医療提供体制の確保のため、国が購入して確保したマスクや優先供給スキームによる消毒薬について、必要な医療機関や介護施設等に優先的に配布する。

③ 関係機関との連携の推進

ア 国、隣接県、市町、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方

針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。

イ 近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置を行うにあたり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。

ウ 緊急事態宣言の対象地域に該当した場合は、次の取組を行う。

(ア) 緊急事態措置等を実施するにあたっては、予め国と協議し、迅速な情報共有を行う。

(イ) 緊急事態措置等を実施した際には、政府対策本部長に、その旨及びその理由を報告する。

④ 社会機能の維持

ア 県職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの積極的な実施に努める。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるように公益的事業を継続する。

ウ 医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。

エ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

⑤ その他

国においては、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、県においても、これに準じた対応に努める。

新型コロナウイルス警戒度基準

- 県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
 - 感染拡大状況を判断するための警戒度に関する各指標の判断基準及び警戒度に応じた行動基準を設定
⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断
- ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

警戒度に関する判断基準

指標	特定警戒	感染厳重注意	感染拡大注意	感染観察	備考	
感染状況。	新規感染者数 (直近1週間)	100人 以上	50人 以上	10人 以上	10人 未満	感染厳重注意のレベルを、人口10万人あたり2.5人（新たな流行シナリオにおける社会への要請を開始するタイミミング）とした
	新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比率	2.0 以上	1.5 以上	1.0 超	1.0 以下	
	感染経路不明割合 (直近1週間)	50% 以上	40% 以上	30% 以上	30% 未満	過去最大値は6/27以降の数値を使用
	検査陽性率 (直近1週間)	7% 以上	5% 以上	3% 以上	3% 未満	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
	病床の稼働率	50% 以上	25% 以上	15% 以上	15% 未満	受入病床数：317床（12/26現在）
	重症病床の稼働率	50% 以上	25% 以上	15% 以上	15% 未満	受入病床317床のうち 重症病床数：46床（12/26現在）
	確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	50% 以上	25% 以上	15% 以上	15% 未満	確保病床数・宿泊療養室数：601床・室（12/26現在）
医療提供体制						

各警戒度の状況（イメージ）

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
状況	感染者数がさらに拡大しており、深刻な医療提供体制の機能不全を招くリスクが高いため、警戒が必要な状態。	感染者数が急増しており、病床ひっ迫のリスクが高いため、より強い注意が必要な状態。	感染者数が拡大傾向にあり、感染経路を特定（推定）できない者の増加や複数のクラスター発生、病床ひっ迫のリスクが高まっているため注意が必要な状態。	感染者の発生は散発的であり、クラスターが発生した場合でも感染経路を特定（推定）できており、病床にも余裕があるため、引き続き観察を行う状態。
<p>■ 県民・事業者等に対し、行動基準を踏まえ、感染拡大の特徴に応じた必要な要請を行う。</p>				
項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
共通事項	「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請			
20 県民への要請	【法24④、45①による要請】 ・不要不急の外出自粛 ・都道府県をまたぐ移動の自粛	【法24④による要請】 ・夜間・酒類を提供する飲食店への外出自粛（時間帯や飲食店の特徴を考慮） ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ※ハイリリスクの方には3密の徹底的な回避を要請	【法24④による要請】 ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控える ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける	【法によらない協力依頼】 ・基本的な感染防止対策の徹底
事業者等への要請	【法24④、45②による要請】 ・遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等の休業要請（※条件付での除外もあり得る） ・イベントは、原則開催自粛 ・集会における人数制限	【法24④による要請】 ・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等 ・イベント開催の見直し ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等 ・飲食店における人数制限	【法24④による要請】 感染拡大防止のための適切な取組を要請 【法によらない協力依頼】 全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼	【法によらない協力依頼】 ・感染拡大防止のための適切な取組を要請 ・全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼
学校生活	休業、分散登校又は通常登校	分散登校又は通常登校	通常登校	通常登校

※ ハイリリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方等

警戒度レベル「特定警戒」における対応

※下線部が変更部分

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2(2020)年12月30日(水)～令和3(2021)年1月31日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

● 県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

- ・ 栃木県特定警戒行動を要請
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請
(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)
- 特に、感染リスクが高い場面を避けることを要請(大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛)
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請
- ・ ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底するよう要請

● 事業者に対する協力要請

- ・ 一部の市町における酒類を提供する飲食店(カラオケ店を含む)に対し、営業時間短縮を要請(特措法第24条第9項)
【地域】宇都宮市全域 【期間】1月8日(金)～1月22日(金) 【内容】20時から翌朝5時までの営業休止
業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を要請(特措法第24条第9項)
- ・ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施を要請(特措法第24条第9項)
- ・ 飲食店(宇都宮市内の酒類を提供する飲食店(カフェ店を含む)を除く。)、遊興施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物販売業を営む店舗(1000㎡以上)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービスマニヤを営む店舗(1000㎡以上)について、20時までの営業時間短縮の働きかけを実施
- ・ テレワーク等の制度活用の推進、オンラインビジネスの推奨

● 催物(イベント等)の開催に関する協力依頼については別途定める

※ 学校においては、感染リスクの高い教育活動を控えた上で、通常登校を継続する

催物（イベント）の開催に関する協力依頼

緊急事態宣言対象地域と同等の開催制限を要請

期間：令和3年(2021)年1月12日(火)～1月31日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。

【人数上限等】

- ・ 屋内、屋外とも5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。
- ・ 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、次のとおりとする。

全国的・広域的な人の移動がある 又は 参加者の把握ができない	全国的・広域的な人の移動がない かつ 参加者がおおよそ把握できる
十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する	・ 人数制限なし ・ 適切な感染防止対策を講じること

【留意事項】

- ・ 催物開催に当たっては、別紙に留意すること。
- ・ 業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。
- ・ 1月8日時点で販売済のチケット及び1月11日までに販売されるチケットは、上記は適用せず、キャンセル不要とする。ただし、1月12日から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

イベント開催時の必要な感染防止策 ①

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を越える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用 の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求めめる。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないこと の担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①、②の奨励	・①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗い	・こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限り。）では隣席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事が可。)
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ・ 発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「接触確認アプリ(COCoA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 ・ 栃木県が推進する「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないうちにおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 ・ 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ・ 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 ・ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安(人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう)による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと

「特定警戒」における県民利用施設の対応方針について

R3(2021).1.8

- ◎1/9～31までの間においては、原則として次のような取扱いとすることとし、今後早急に指定管理者等と協議して実施する。

【個人利用の場合】

- ・20:00以降の利用自粛を呼びかけ

【貸館による施設利用の場合】

- ・1/9～31は20:00以降に係る新規予約受付を停止
- ・予約済で20:00以降に係るものや、定員50%を超えるものは、時間帯の変更(20:00までの終了)、延期、中止等の検討を主催者へ呼びかけ。変更等が困難な場合は、施設区分に応じた各種ガイドライン等に基づく十分な感染防止対策を要請
- ・キャンセル料については、規定のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金

新	旧
<p>【対象期間】</p> <p>① 1月8日（金）20時から1月22日（金）24時までの全15日間 ② 1月9日（土）20時から1月22日（金）24時までの全14日間 ③ 1月10日（日）20時から1月22日（金）24時までの全13日間</p> <p>【対象地域】 同右</p> <p>【対象店舗】 同右</p> <p>【支給額】 ※宇都宮市と共同で実施</p> <p>①の場合 1店舗あたり 60万円 ②の場合 1店舗あたり 56万円 ③の場合 1店舗あたり 52万円</p> <p>【申請方法】 同右</p> <p>【受付期間】 同右</p>	<p>【対象期間】</p> <p>1月8日（金）20時から1月22日（金）24時までの全15日間</p> <p>【対象地域】 宇都宮市全域</p> <p>【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類を提供している飲食店（カラオケ店を含む） ・これまで20時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間の全ての営業時間を5時から20時までに短縮した店舗 ・「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「ステッカー」等を掲示している店舗 <p>【支給額】 1店舗あたり 30万円</p> <p>【申請方法】 インターネット又は郵送</p> <p>【受付期間】 1月25日（月）～2月19日（金）（消印有効）</p>

特定警戒行動 県民への呼びかけ

県及び宇都宮市が共同で外出自粛等の呼びかけを実施

- 1 日時 令和3年1月8日（金） 18時30分から1時間程度
- 2 場所及び対応者

J R 宇都宮駅 周辺

〔A班〕

県：福田富一知事
千金楽県民生活部長
海老名保健福祉部長
宇都宮市：佐藤栄一市長

二荒山神社前

〔B班〕

県：北村副知事
阿久澤総合政策部長
宇都宮市：手塚副市長
酒井行政経営部長

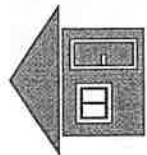
東武宇都宮駅～オゾン通り

〔C班〕

県：岡本副知事
小竹産業労働観光部長
宇都宮市：鎌田副市長
大竹経済部長

- 3 呼びかけ内容
 - ◆ 栃木県特定警戒行動の呼びかけ
 - ◆ 宇都宮市緊急事態宣言の呼びかけ

3連休は、
家で
過ごそう。

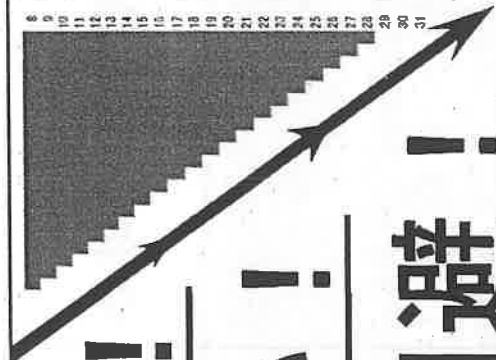


買い物は
少人数、
短時間で！

マスク！

手洗い！

3密回避！



オールとちぎで

栃木県
特定警戒行動

自宅で療養されている方への生活支援事業の実施について

1 支援対象者

新型コロナウイルス感染症陽性者で、入院・入所調整中等により現に自宅で療養されている方のうち、家族等から生活支援を受けることが困難な方

- ① 独居
- ② 同居家族を含め、全員が新型コロナウイルス感染症陽性
- ③ 同居家族が未就学児等で、感染者本人以外が買い物等に行くことができない

29

2 支援内容

- (1) 食料品（1日3食5日分/セット）の提供（最大で10日分（2セット）支援）
ご飯、カレー、中華丼などのレトルト食品、パスタ類、野菜ジュース、味噌汁、フルーツ缶など
- (2) その他の物資等
 - ・ 家庭内感染防止のためのアルコール消毒液、手袋など
 - ・ 自宅での健康管理等に関するリーフレットなど

